

# 天王寺区役所 1 階区民情報コーナー等の運用に関する取扱要領

制 定 平成 29 年 4 月 14 日  
直近改正 令和 4 年 12 月 6 日

## 1 目的

この要領は、天王寺区役所が管理する天王寺区役所 1 階区民情報コーナー、天王寺区広報板、Osaka Metro 地下鉄駅構内掲示板（以下「天王寺区役所 1 階区民情報コーナー等」という。）における掲出物及び配架物（以下「掲出物等」という。）の掲出及び配架（以下「掲出等」という。）の基準を明らかにすることにより、天王寺区民に向けた効果的な情報発信を行うことを目的とする。

## 2 天王寺区役所 1 階区民情報コーナー等の場所

- (1) 天王寺区役所 1 階区民情報コーナー（天王寺区役所 1 階）
- (2) 天王寺区広報板 76 か所（別表第 1 のとおり）
- (3) Osaka Metro 地下鉄駅構内掲示板 3 か所（別表第 2 のとおり）

## 3 掲出物等の規格

天王寺区役所 1 階区民情報コーナー等に掲出等が可能な掲出物等の規格は次の範囲とし、問合せ先を明記したものとする。

### (1) A2～A4 サイズのポスター等の印刷物

- ただし、前条第 2 項及び第 3 項に定める場所への掲出を希望する場合は、原則ラミネート加工など風雨対策が施されたものに限る
- (2) A4 サイズ以下(折りたたむことにより配架時に A4 サイズ以下となるものも含む)のちらし、ビラ、リーフレット、パンフレットその他の印刷物
- (3) その他運用管理者が掲出等を認めたもの

## 4 掲出物等の内容

掲出物等の範囲は次のとおりとする。

### (1) 区政情報（市政情報）

- ア 天王寺区役所又は大阪市（天王寺区を除いた各区役所を含む。以下同じ）の施策及び事業やその成果等
  - イ 天王寺区役所又は大阪市が主催する行事、事業、募集等のお知らせ
  - ウ 天王寺区役所又は大阪市が委託する事業等
  - (2) 大阪市が設立した地方独立行政法人が実施する事業等
  - (3) 大阪市の外郭団体等が実施する事業等
- ただし、外郭団体等が公の施設の指定管理者となっている場合は、指定管理者の取り扱いとする
- (4) 指定管理者（大阪市の公の施設の管理運営を行う者）が行う事業等

ただし、指定管理者（事業者）の情報を含む場合は、広告扱いとして掲載しない

### (5) 国及び府の公共機関が行う事業等

- (6) 天王寺区サポート制度運用要綱に定める登録団体・企業・事務所等及び地域活動協議会又は他の市民団体等が、天王寺区内において、市民協働・まちづくりや保健福祉の推進を目的に行う事業であり、次の要件を満たすもの

ア 天王寺区役所又は大阪市が協力する事業等

イ 事業等において、参加料・入場料等を徴収する場合は、配付資料代や材料費等、少額の実費であるもの

ウ 事業等の実施にあたり、公衆衛生及び災害防止のために十分な措置を講じていること

(7) 天王寺区役所又は大阪市が後援又は協力する事業等

(8) その他天王寺区長が必要と認めたもの

5 掲出等ができないもの

次の各項に該当するものは掲出等不可とする。

(1) 天王寺区民を対象としていないもの

(2) 営利を目的とするもの

(3) 政治・宗教的なもの

(4) 問合せ先（担当）が不明瞭なもの

(5) 掲出等の希望日に日程が合わないもの

(6) その他、掲出物等の内容がふさわしくないと区長が認めるもの

6 掲出等期間

掲出等期間は、原則 1 か月以内とする。

7 掲出等の方法

(1) 第 2 条第 1 項に定める場所への掲出等を希望する者は、掲出等開始希望日の 2 週間前までに掲出物等を、運用管理者に提出すること。また、第 2 条第 2 項及び第 3 項に定める場所への掲出等を希望する者は、「天王寺区広報板・Osaka Metro 地下鉄駅構内掲示板への掲出申請書」(様式第 1 号) により申請し、別途指定する期日までに掲出物等を、運用管理者に提出すること。

(2) 運用管理者は、掲出物等を審査し、掲出等期間、数量等の調整を行う。また、審査・調整の結果、掲出等をしないことがある。

(3) 第 2 条第 1 項及び第 2 項に定める場所への掲出等及び撤去は運用管理者が行い、第 2 条第 3 項に定める場所への掲出及び撤去は、運用管理者が示した掲出許可期限内に掲出を希望する者が行う。

8 運用管理者

天王寺区役所 1 階区民情報コーナー等の運用管理は天王寺区役所企画総務課事業戦略室が行う。

9 その他

この要領に定めのない事項並びに疑義が生じた場合は、運用管理者の解釈による。

附則

1 この要領は、平成 29 年 4 月 14 日から実施する。

2 平成 22 年 4 月 23 日付け「地下鉄駅構内設置の天王寺区役所広報版へのポスター・チラシ等の掲出取扱要領」は、廃止する。

附則

この改正要領は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この改正要領は、令和 3 年 8 月 16 日から実施する。

附則

この改正要領は、令和 4 年 12 月 6 日から実施する。

別表第1（第2条関係）天王寺区広報板

No.	連合	住居表示	設置場所	土地所有者
1	天王寺	大道1丁目4番	天王寺小学校 南側	大阪市教育委員会
2	天王寺	北河堀町6番	天王寺中学校 南西側	大阪市教育委員会
3	天王寺	大道3丁目7番	河堀稻荷神社 南東側	民有地
4	天王寺	大道4丁目7番	天王寺連合会館 北西側	天王寺区役所
5	天王寺	大道4丁目6番	大道北公園 西側	建設局
6	天王寺	大道5丁目9番	大道南公園 北東側	建設局
7	天王寺	北河堀町6番	天王寺中学校 北東側	大阪市教育委員会
8	天王寺	堀越町2番	庚申堂公園 北西側	建設局
9	天王寺	大道1丁目4番	天王寺小学校 北側	大阪市教育委員会
10	天王寺	大道5丁目9番	大道南公園 南西側	建設局
11	大江	四天王寺1丁目9番	大江小学校 南西側	大阪市教育委員会
12	大江	上汐5丁目6番	クレオ大阪中央 東側	市民局
13	大江	六万体町3番	龍徳寺 南西側	民有地
14	大江	下寺町2丁目6番	大岸公園 南側	建設局
15	大江	四天王寺1丁目11番	四天王寺中学校・高等学校 北西側	民有地
16	大江	伶人町1番	大阪星光学院中学校・高等学校 南東側	民有地
17	桃丘	上本町7丁目2番	上七公園 北西側	建設局
18	大江	上本町8丁目8番	上八公園 北東側	建設局
19	聖和	寺田町1丁目6番	聖和小学校 北側	大阪市教育委員会
20	聖和	寺田町1丁目5番	寺田町公園 南西側	建設局
21	聖和	烏ヶ辻2丁目8番	勝三第一住宅1号館 東側	都市整備局
22	聖和	国分町14番	国分公園 北西側	建設局
23	聖和	寺田町1丁目5番	寺田町公園 北東側	建設局
24	聖和	勝山2丁目16番	勝山第1住宅 西側	都市整備局
25	聖和	国分町14番	国分公園 南東側	建設局
26	五条	小宮町9番	五条小学校 北側	大阪市教育委員会
27	五条	小宮町6番	夕陽丘中学校 南東側	大阪市教育委員会
28	聖和	烏ヶ辻2丁目9番	大阪ビジネスフロンティア高等学校 南西側	大阪府教育委員会
29	五条	真法院町20番	天王寺区役所 北側	天王寺区役所
30	五条	勝山1丁目11番	勝山1丁目11番街区 北東側	民有地
31	五条	烏ヶ辻2丁目5番	五条公園 南東側	建設局
32	五条	勝山1丁目4番	勝山1丁目4番街区 南側	民有地
33	五条	烏ヶ辻2丁目5番	五条公園 北東側	建設局
34	五条	烏ヶ辻2丁目5番	五条公園 南西側	建設局
35	五条	真法院町20番	天王寺区役所 西側	天王寺区役所
36	桃丘	上之宮町4番	五条幼稚園 東側	こども青少年局
37	桃丘	石ヶ辻町11番	石ヶ辻公園 南側	建設局
38	五条	小宮町2番	小宮住宅1号館 北西側	都市整備局
39	桃丘	石ヶ辻町11番	石ヶ辻公園 北東側	建設局
40	生魂	上汐4丁目2番	上汐公園 北西側	建設局
41	生魂	上汐4丁目3番	天王寺区保健福祉センター分館 南側	天王寺区役所
42	生魂	生玉町6番	生玉公園 北西側	建設局
43	生魂	上汐4丁目1番	生魂小学校 南東側	大阪市教育委員会
44	生魂	上汐3丁目5番	上汐北公園 南側	建設局
45	桃陽	堂ヶ芝1丁目2番	桃陽小学校 南西側	大阪市教育委員会

No.	連合	住居表示	設置場所	土地所有者
46	桃陽	東上町4番	ワークセンター中授 南西側	福祉局
47	桃陽	東上町8番	東上町8番街区 南側歩道	建設局
48	桃陽	堂ヶ芝2丁目12番	堂ヶ芝住宅 南東側	都市整備局
49	桃陽	東上町4番	ワークセンター中授 東側	福祉局
50	桃陽	堂ヶ芝2丁目17番	五条小公園 北東側	建設局
51	味原	味原町8番	味原小学校 南西側	大阪市教育委員会
52	味原	小橋町3番	小橋公園 東側	建設局
53	味原	小橋町3番	小橋公園 北西側	建設局
54	真田山	真田山町5番	真田山公園 北側	建設局
55	真田山	城南寺町1番	高津中学校 北西側	大阪市教育委員会
56	真田山	空清町8番	空清住宅1号館 北西側	都市整備局
57	真田山	真田山町5番	真田山公園 東側	建設局
58	真田山	真田山町5番	真田山公園 南側	建設局
59	真田山	上本町3丁目4番	空清町公園 南西側	建設局
60	真田山	城南寺町1番	高津中学校 北東側	大阪市教育委員会
61	真田山	東高津町2番	東高津公園 南西側	建設局
62	真田山	東高津町2番	東高津公園 北西側	建設局
63	天王寺	茶臼山町5番	天王寺公園南東出入口 北側	建設局
64	天王寺	悲田院町6番	大阪シティバス阿倍野北操車場 西側	大阪シティバス
65	天王寺	南河堀町8番	南河堀公園 南西側	建設局
66	聖和	寺田町1丁目6番	聖和小学校 南東側	大阪市教育委員会
67	真田山	玉造本町14番	真田山小学校 南東側	大阪市教育委員会
68	味原	味原町5番	味原幼稚園 南西側	こども青少年局
69	五条	小宮町6番	夕陽丘中学校 北西側	大阪市教育委員会
70	桃陽	東上町8番	もと大阪健康安全基盤研究所天 王寺センター跡地 東側	健康局
71	桃丘	上之宮町4番	天王寺図書館 北側	中央図書館
72	真田山	餌差町6番	真田山幼稚園 南西側	こども青少年局
73	天王寺	茶臼山町1番	天王寺公園 北東側	建設局
74	生魂	生玉町7番	生魂幼稚園 東側	こども青少年局
75	生魂	上本町8丁目2番	大阪国際交流センター 北側	民有地
76	天王寺	茶臼山町1番	天王寺公園 美術館下ゲート前	建設局

別表第2（第2条関係）Osaka Metro 地下鉄駅構内掲示板

No.	駅名	設置場所
1	天王寺駅	御堂筋線・谷町線間連絡通路
2	四天王寺前夕陽ヶ丘駅	2号出口階段
3	谷町九丁目駅	千日前線改札南側通路

## 第1号様式（第7条関係）

年　月　日

## 天王寺区広報板・Osaka Metro 地下鉄駅構内掲示板への掲出申請書

天王寺区役所 事業戦略担当課長

住所

社名・団体名

担当者名

(連絡先

)

掲出物の内容	
掲出場所	天王寺区広報板 76か所 Osaka Metro 地下鉄駅構内掲示板 ( 天王寺駅 ・ 四天王寺前夕陽ヶ丘駅 ・ 谷町九丁目駅 )
掲出物のサイズ等	A2 縦 ・ A3 縦 ・ A3 横 ・ A4 縦 ・ その他( )
掲出希望期間	年　月　日～　年　月　日
ラミネート	有 ・ 無 (特殊加工あり)
備考	

## 【注意事項】

- ① 掲出希望開始日が属する月の前月 15 日（閉庁日の場合は翌開庁日）までに、本申請書を掲出物の見本とともに提出してください。A2 版や長期掲出など特殊な事情がある場合、事前にご相談ください。
- ② 天王寺区広報板への掲出・撤去は、希望日と前後する場合や複数日に渡る場合があります。また、各月 1 日（休日の場合は翌開庁日）を掲出・撤去希望日とすることはできません。掲出物は別途指定する日までに予備を含め 80 部ご提出ください。
- ③ Osaka Metro 地下鉄駅構内掲示板へ掲出するポスターには、掲出許可期限を明記した運用管理者の検印が必要です。許可後に掲出数をご提出ください。
- ④ Osaka Metro 地下鉄駅構内掲示板への掲出・撤去は、掲出許可期間内に申請者自身が行い、作業完了後に天王寺区役所企画総務課事業戦略室（06-6774-9683）に報告してください。また、作業の際は Osaka Metro 駅構内立入証及び身分証明を携行してください。

起案日	事業戦略 担当課長	係長 (広報)	係員
決裁日			
掲出許可期間	年　月　日～　年　月　日		